

4. 補装具・日常生活用具などの給付

補装具費の支給

身 難

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上を図るために必要な補装具を購入、修理及び借受けするための費用を支給します。所得に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります（対象補装具は下表参照）。

補装具費の支給については事前にケースワーカーにご相談ください。

支給については申請と判定が必要です。

利用できる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・難病等の方

手 続 き

身体障害者手帳又は診断書等・見積書・所定の医師意見書及び処方（必要な場合のみ）
※支給決定よりも前に補装具を購入等した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請し、不明な点にご相談ください。
※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
※難病等の方は訪問調査等が必要となる場合がありますので、事前に窓口にご相談ください。
※令和6年4月より、障がい児の所得制限が廃止されました。（障がい者については、引き続き所得制限があります）

窓 口

身体障害者手帳の交付を受けている方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

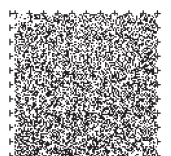
身体障害者手帳の交付を受けていない難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

補装具一覧	判定区分等
骨格構造義手・義足（ソケット交換を含む）、殻構造義手・義足、装具（下肢、体幹、上肢他）、車椅子（既製品以外）、姿勢保持装置、補聴器	障害者更生相談所の判定が必要
電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置	判定以前に事前調査が必要（要相談）
義眼、矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、車椅子（既製品）、車載用姿勢保持装置、歩行器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	意見書等により各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
起立保持具、排便補助具	児童のみ支給対象 意見書等により各高齢・障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定

※介護保険対象者で、介護保険制度で貸与される福祉用具と重複する品目（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）については、状況により、介護保険制度が優先されます。

【修理について】見積書が必要です。義足・義手のソケット交換は所定の意見書が必要です。



補装具更生相談

身

補装具の購入に伴う判定や修理、調整を行うため、障害者更生相談所による補装具更生相談を、定期的に市内に会場を設け行っています。

補装具費の支給については、前ページを参照してください。

利用できる方

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方

肢体の補装具について、使用経験がない方や構造等に変更の希望がある方は、事前にご相談ください。

※事前予約制です。以下のお住いの窓口でご予約ください。日程や会場は市ホームページや広報でお知らせします。

※電動車椅子は、以下の補装具更生相談の会場では取扱いません。各窓口へご相談ください。

区 分	対 象	会 場
肢体不自由補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている肢体不自由の方	緑 区 合 同 庁 舎 あ じ さ い 会 館 南保健福祉センター
聴覚障害補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者の方	

持 ち 物
窓 口

身体障害者手帳・マイナンバーが確認できる書類（→巻頭ページ）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

日常生活用具の給付

身 知 精 難

障がいのある方や難病等の方がより円滑に生活できるように製作された日常生活用具を給付します。所得に応じて自己負担が生じる場合や、利用できない場合があります。

給付の条件等については、事前にご相談ください。

利用できる方
手 続 き

障がい児・者、難病等の方（品目別に規定があります）

手帳（診断書等）・見積書（カタログのコピー等があればお持ちください。）

※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

※先に用具を購入した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請してください。

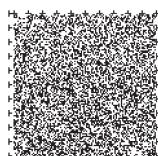
窓 口

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

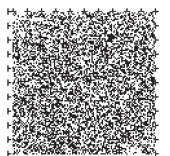


★：介護保険制度が優先される品目

身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障害者保健福祉手帳、難：難病等の方

区分	給付品目	利用できる方
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（18歳以上） 難 寝たきりの状態にある方
	★特殊マット	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上） 難 寝たきりの状態にある方
	エアーマットレス	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上）
	★特殊尿器	身 下肢又は体幹機能障害の1級で常時介護を要する方（6歳以上） 難 自力で排尿できない方
	入浴担架・入浴補助器	身 下肢又は体幹機能障害1級・2級の入浴に介助を要する方（3歳以上）
	★体位変換器	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の下着交換時等介助を要する方（6歳以上） 難 寝たきり状態にある方
	★移動用リフト	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 難 下肢又は体幹に障害のある方
	訓練用ベッド	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳） 難 下肢又は体幹機能に障害のある方
	訓練いす	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳）
自立生活支援用具	★浴槽（湯沸器含む）	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上）
	★入浴補助用具（シャワーチェア・マット・バスボードなど）	身 下肢又は体幹機能障害の方で入浴に介助を要する方（3歳以上） 難 入浴に介助を要する方
	★便器	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上） 難 常時介助を要する方
	頭部保護帽	身 下肢又は体幹機能障害のある方 知 最重度・重度で、てんかん等の発作により頻繁に転倒する方又は自傷行為がある方 精 1級・2級の方 難 小児慢性特定疾病の受給者で、発作等により、頻繁に転倒する方又は自傷行為がある方
	T字状・棒状つえ	身 下肢又は体幹機能障害等により歩行が困難と認められる方
	★移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	身 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上） 難 下肢が不自由な方
	介護用おんぶ紐・抱っこ紐	身 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上）
	特殊便座	身 上肢機能障害1級・2級の方 知 障害程度が最重度・重度の方 難 上肢機能に障害がある方
	火災警報器	身 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 精 1級・2級の方がいる世帯
	自動消火器	身 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 精 1級・2級の方がいる世帯 難 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方がいる世帯
	電磁調理器	身 視覚障害1級・2級の方がいる世帯（18歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯（18歳以上） 精 1級・2級の方がいる世帯（18歳以上）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身 視覚又は下肢もしくは体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上）
	聴覚障害者用屋内信号装置	身 聴覚障害2級の方がいる世帯（18歳以上）
	聴覚障害者用目覚時計	身 聴覚障害2級の方（18歳以上）

※特殊マットとエアーマットレスの併給はできません。

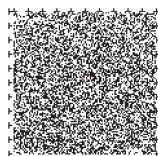


4

補装具・日常生活用具などの給付

区分	給付品目	利用できる方
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身 じん臓機能障害の身体障害児者
	ネブライザー	身 呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難 呼吸機能に障害がある方
	電動式たん吸引器	身 呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難 呼吸機能に障害がある方
	酸素ボンベ運搬車	身 呼吸器機能障害のある方で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
	音声式体温計	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	音声式体重計	
	音声式血圧計	身 視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
排泄管理支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	身 呼吸器機能障害 1 級～4 級又は心臓機能障害 1 級・3 級の方であつて、在宅酸素療法を行う方又は人工呼吸器を装着している方 難 人工呼吸器を装着している方
	ストーマ用装具（消化管系）（尿路系）	身 小腸、ぼうこう又は直腸の機能障害で、ストーマ造設された方（腎臓・膀胱臓を含む）
	紙おむつ等（3 歳以上）	身 高度の排便・排尿機能障害児者で次のいずれかに該当する方 ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない方 イ 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便・排尿機能障害がある方 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある方 エ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方 オ 重症心身障害児者
	収尿器	身 高度の排尿機能障害のある方
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身 音声言語機能障害又は肢体不自由があり、発声又は発語に著しい障害がある方（6 歳以上）
	情報・通信支援用具	身 視覚又は上肢障害の 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	点字ディスプレイ	身 視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
	点字器	身 視覚障害のある方で、必要と認められる方（6 歳以上）
	点字タイプライター	身 視覚障害 1 級・2 級の方で、就学又は就労している、もしくは就労が見込まれる方（6 歳以上）
	視覚障害者用ポータブルレコーダ	身 視覚障害 1～3 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	音声ICタグレコーダ	
	視覚障害者用拡大読書器	身 視覚障害児者で、本装置により文字を読むことが可能になる方（6 歳以上）
	音声・拡大読書器	身 視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用時計	
	聴覚障害者用通信装置（ファクス等）	身 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害がある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（6 歳以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	身 聴覚障害児者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	身 音声機能障害のある方で、喉頭を摘出された方又は、同程度の身体障害児者であつて必要と認められる方
	点字図書	身 視覚障害児者で、主に点字によって情報を得ている方

※ 視覚障害者用拡大読書器と音声読書器の併給はできません。



区分	給付品目	利用できる方
住宅改修	★居宅生活動作補助用具 (関連ページ：50 ページ)	身 下肢又は体幹機能障害の1～3級の方（6歳以上） 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）1～3級の方（6歳以上） 難 下肢または体幹が不自由な方（6歳以上）

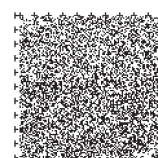
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等のうち、在宅で日常生活を営むことに支障がある児童等に対し、日常生活用具を給付します。

（保護者の所得により、一部負担があります。）

利用できる方	小児慢性特定疾病医療給付を受けていて（→16 ページ）他制度による日常生活用具の給付を受けることができない方 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方や難病等の方を対象とする日常生活用具の給付（→24 ページ～27 ページ）を受けることができる方は利用できません。 ※給付をご希望の方は、事前にご相談ください。
手 続 き	①申請書、②世帯調書（所定の様式があります。）、③小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、④見積書、⑤カタログの写し、⑥住民税課税証明書等（生計を同一にする扶養義務者全員分、相模原市で課税されている場合は省略できます。）
窓 口	こども家庭課保健事業班（市役所本館 4 階） 電話(042)769-8345

給付品目	利用できる方
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方 ※ 診療報酬の対象となる範囲を超えるもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方



障害児訓練器具等購入費の助成

身 知

障がいのある 18 歳未満の児童の自立及び社会生活の支援となる訓練器具などについて、購入費用を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。

利用できる方

市内在住（入院や施設入所している方を除く）で、次のいずれかに該当する 18 歳未満の方。ただし、以前にこの制度による助成を受けられている場合には、1 年以上経過していることが必要です。

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級の方
- ・療育手帳 A1 又は A2 の方
- ・児童相談所の判定による知能指数が 35 以下の方

対象となる器具など

姿勢補助器具、訓練用マット、歩行訓練器具、運動機能訓練器具、水中訓練用浮具、知育訓練器具（言語学習、数的、認知、手先）、学習補助器具、排泄訓練器具、コミュニケーション訓練器具

助 成 金 額

器具等の購入費。ただし 36,000 円が限度となります。
36,000 円以内であれば、1 回に複数種類の器具等で助成が受けられます（同一商品及び同一性能品の複数購入を除く）。

手 続 き

各種手帳、見積書、器具等のカタログの写し、指定の医療機関等の意見書（所定の様式）

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として補聴器及び補聴援助システムの購入・修理の費用の一部を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。

手 続 き

申請書・所定の医師意見書・見積書・確認書（補聴援助システムのみ）
※所得や申請内容に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります。
※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
※令和 6 年 4 月より所得制限が廃止されました（所得により一部負担金あり）。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)
【各区共通・事務担当課】 高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはら B 館 3 階） 電話(042)769-8355		

